

○厚生労働省告示第五百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

厚生労働大臣 三井 辨雄

別表に次のように加える。



36	<p>パクリタキセル（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年9月6日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）</p>	<p>全ての診断群分類番号</p>
37	<p>タゾバクタムナトリウム・ペペラシリンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年9月28日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x</p>
38	<p>シクロスポリン（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年10月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）</p>	<p>020130xxxxxxxx</p>

39	スチリペンツール（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x00x
		010230xx97x01x
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
40	フェニル酪酸ナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx99x10x
		100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
41	パゾパニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx99x1xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx99x4xx
		070041xx01x3xx
42	ランレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070041xx99x2xx
		100260xx9711xx
		100260xx9901xx
		100260xx9911xx
43	チゲサイクリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx